

誓約書

一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会 会長 殿

この度、貴会の外国人受入支援を申込みするにあたり、以下の事項を遵守履行することを誓約いたします。

1. 私【当社】は、現在又は将来にわたって、以下の①から⑦までに掲げる者のいずれにも該当しないことを表明、関係しないことを確約いたします。
①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等、社会運動等標榜ゴロ ⑥暴力団員でなくなってから5年を経過していない者
⑦その他①から⑥までに準ずる者。
2. 一般社団法人建設技能人材機構の正会員（専門工事業団体等）に加入しておりません。虚偽の申込みが判明した時は貴会を退会することに異議ありません。
3. 一般社団法人建設技能人材機構の設立総会において決議された「特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範」を遵守履行すること。
4. 1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結する場合にあっては、1号特定技能外国人の受入れに関する計画（以下「建設特定技能受入計画」という。）について、その内容が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けること。
5. 1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結する場合にあっては、建設特定技能受入計画を適正に実施し、国土交通大臣又は適正就労監視機関により、その旨の確認を受けること。
6. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
7. 貴会が収納代行を行う受入企業による1号特定技能外国人の受入負担金（1人あたり12,500円／月）については、貴会の定める規約等諸規定に基づき、退会するときまで誠実に納付すること。
8. 受入負担金についてはその支払いが3か月分を滞納した場合は、自動退会になることに異議ありません。
9. 年度内に所属の正会員団体を退会する場合は、当該当年度内に退会届を提出します。
10. 所属の正会員団体を退会した際には、就労管理システムの計画取消申請を速やかに行います。

令和 年 月 日

所在地

会社名

代表者

⑥

上記事業所は当組合の会員であることを証する。

令和 年 月 日

所在地

団体名

代表者

⑥

誓約書 記入例

正確にご記入ください

書式 第1-4号

令和7年10月17日(改定)

誓約書

一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会 会長 殿

この度、貴会の外国人受入支援を申込みするにあたり、以下の事項を遵守履行することを誓約いたします。

1. 私【当社】は、現在又は将来にわたって、以下の①から⑦までに掲げる者のいずれにも該当しないことを表明、関係しないことを確約いたします。
①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等、社会運動等標榜ゴロ ⑥暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者
⑦その他①から⑥までに準ずる
2. 一般社団法人建設技能人材機構の正会員（専門工事業団体等）に加入しておりません。虚偽の申込みが判明した時は貴会を退会することに異議ありません。
3. 一般社団法人建設技能人材機構の設立総会において決議された「特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範」を遵守履行すること。
4. 1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結する場合にあつては、1号特定技能外国人の受入れに関する計画（以下「建設特定技能受入計画」という。）について、その内容が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けること。
5. 1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結する場合にあつては、建設特定技能受入計画を適正に実施し、国土交通大臣又は適正就労監視機関により、その旨の確認を受けること。
6. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
7. 貴会が収納代行を行う受入企業による1号特定技能外国人の受入負担金（1人あたり12,500円/月）については、貴会の定める規約等諸規定に基づき、退会するときまで誠実に納付すること。
8. 受入負担金についてはその支払いが3か月分を滞納した場合は、自動退会になることに異議ありません
9. 年度内に所属の正会員団体を退会する場合は、当該当年度内に退会届を提出します。
10. 所属の正会員団体を退会した際には、就労管理システムの計画取消申請を速やかに行います。

令和7年6月5日

所在地 162-xxxx
東京都新宿区新小川町〇-△
会社名 株式会社 鈴木建設
代表者 鈴木 太郎

日付をご記入ください

押印してください

印

申込企業様はご記入不要です

上記事業所は当組合の会員であることを証する。

令和 年 月 日
所在地
団体名
代表者

印

【備考】

※ボールペン等ではっきりとご記入ください(鉛筆不可)。

※所在地は謄本と同じ住所で記載してください。